

豊橋市市民協働推進審議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付で氏名、住所等を記入しなければならない。

2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴の定員)

第3条 傍聴の定員は、会議の都度、会長が定める数とし、先着順によるものとする。ただし、会長が特別の事情があると認める者にあつては、この限りではない。

(傍聴に入ることができない者)

第4条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、この要領に違反したとき、又は会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年5月14日から施行する。

<参考>

豊橋市市民協働推進審議会会議傍聴要領第2条第2項

【開催予定の公表について】

「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱及び運用」第6条関係第2項

会議を公開する場合は、原則として、下記の事項につき会議の概ね2週間前までに、市のホームページへの掲載、じょうほうひろばへの掲示、報道機関へ情報提供するなど、広く市民に周知するよう努めるものとする。

【周知事項】

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

○豊橋市市民協働推進審議会規則（平成19年3月30日規則第7号）

○豊橋市市民協働推進審議会規則

平成19年3月30日規則第7号

豊橋市市民協働推進審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊橋市市民協働推進条例（平成18年豊橋市条例第53号）第11条第7項の規定に基づき、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。